

特別養護老人ホーム 白朋苑 ショートステイ

指定短期入所生活介護事業運営規程

(目的)

第1条

社会福祉法人横浜大陽会が開設する特別養護老人ホーム白朋苑が行う指定短期入所生活介護の事業（以下、事業という）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 高齢者等が要介護状態等となった場合において、可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム白朋苑
- ② 所在地 横浜市南区大岡5-1 3-15
- ③ 定 員 空床型 特別養護老人ホームの定員100名以内

(職員の職種、員数、及び職員の内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1名（非常勤）
利用者の健康管理に当たる。
- ③ 相談員 2名（常勤兼務 2名）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- ④ 看護職員 7名（常勤 4名・非常勤 3名）特別養護老人ホームと兼務
看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するため必要な処置を行う。

- ⑤ 介護職 39名（常勤 30名・非常勤 9名）特別養護老人ホームと兼務
介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、適切な介助を行う。
- ⑥ 管理栄養士 1名（兼務）
栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の作成、調理指導と調理。
- ⑦ 調理員 7名（常勤 4名、非常勤 3名）
利用者の食事の調理に当たる。
- ⑧ 機能訓練指導員 1名（兼務）
利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

特別養護老人ホーム白朋苑の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 年中無休とする。
- ② サービス提供時間 24時間

(短期入所生活介護の内容)

第6条

指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活上の介助
 - イ. 日常生活動作能力に応じて、1週間に2回以上一般浴槽又は特殊浴槽による入浴
 - ロ. 適切な方法により、排泄の自立に向けて必要な介助
 - ハ. 離床、着替え、静養その他の日常生活上の介助
- ② 食事の提供
 - イ. 食事は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適切な時間に行う。
 - ロ. 利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床し食堂で食事ができるよう努める。
- ③ 機能訓練
 - 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに、心身の活性化を図るためのグループワーク、行事、趣味活動などを提供する。
- ④ 健康管理
 - 常に、利用者の健康の状況に注意するとともに健康の保持のため適切な措置をとる。
- ⑤ 相談、助言に関する事項
 - 利用者及びその他の家族の日常生活における介護等に関する相談、及び助言等を行う。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第7条

1. 短期入所生活介護計画を作成する場合は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に作成する。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。
2. 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3. 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービス提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料)

第8条

1. 本事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。(別紙1参照) ただし、次に掲げる項目については別に利用者の支払いをうける。
 - ① 食材料費 朝 400円、昼(おやつ代含む) 800円、夕 800円
 - ② 居住費 1日 915円
 - ③ 前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護のなかで提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用(別紙2参照)
2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の送迎の実施地域は横浜市南区、港南区、磯子区とする。

(サービス提供記録の記載)

第10条

指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第11条

1. 本事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2. 従業員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条

提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第13条

利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条

1. 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第15条

短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関、家族等に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

協力病院等	名 称：	山手台クリニック
	所 在 地：	横浜市泉区領家3-2-4 山手台 IK プラザ 2F
	連 絡 先：	045-814-6821
	名 称：	独立行政法人 地域医療機能推進機構 横浜中央病院
	所 在 地：	横浜市中区山下町268
	連 絡 先：	045-641-1921
	名 称：	済生会横浜市南部病院
	所 在 地：	横浜市港南区港南台3-2-10
	連 絡 先：	045-832-1111
	名 称：	康心会汐見台病院
	所 在 地：	横浜市磯子区汐見台1-6-5
	連 絡 先：	045-761-3581
	名 称：	川平デンタルクリニック
	所 在 地：	横浜市磯子区杉田2-1-7
	連 絡 先：	045-771-9993

(非常災害対策)

第16条

1. 事業所は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
2. 事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - ①消防計画の策定及び変更
 - ②消火、通報、避難誘導訓練の計画と実施

- ③危険物施設等の自主検査の実施及び消防用設備の点検と監督指導
- ④火気の使用又は取り扱いに関する指導
- ⑤サービス利用者の把握と安全管理
- ⑥管理権原者に対する助言及び報告
- ⑦その他防火管理上必要な業務

(利用にあたっての留意事項)

第17条

利用にあたり、次の各項に該当する者については、利用を断る事ができる。

- ① 酒気を帯びての利用
- ② バイタルチェックの結果、利用不可と判断
- ③ 他者に迷惑をかけるおそれのある者
- ④ その他、事業所の利用にふさわしくないと判断した者

(その他運営についての留意事項)

第18条

1. 従業員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ①採用時研修 採用後1か月以内
 - ②継続研修 隨時
2. 事業者はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収入簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束の取扱い)

第19条

身体拘束については、原則として禁止する。入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、「特別養護老人ホーム白朋苑・身体拘束等行動制限についての取扱要領」に従う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条

入所者の人権の擁護、虐待防止のため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図る。虐待防止の普及・啓発するための委員会の設置・指針の策定及び研修を実施し、且つ担当者を選任する。普段から人権意識を高め職員の資質の向上を図る。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 13 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 14 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 15 年 8 月 8 日より施行する。
この規程は、平成 16 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 8 月 19 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 2 年 12 月 10 日より施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

第8条 別紙1

<特別養護老人ホーム 白朋苑 空床短期入所生活介護 : 多床室 料金表>

(表示は1割負担です。個人の負担割合に応じ、2割もしくは3割負担となる場合があります)

1日当り：円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者のサービス利用料金	6,560	7,311	8,105	8,867	9,617
2. うち介護保険から給付される額	5,904	6,579	7,294	7,980	8,655
3. サービス利用に係る自己負担金	656	732	811	887	962
4. 機能訓練体制加算			13 円		
5. 看護体制加算Ⅰ又はⅢイ※			5 円(Ⅰ) 又は 13 円(Ⅲイ)		
6. 看護体制加算Ⅱ又はⅣイ※			9 円(Ⅱ)又は 25 円(Ⅳイ)		
7. 夜勤職員配置加算Ⅰ			15 円		
8. サービス提供体制加算Ⅱ(Ⅰ又はⅢ※)		20 円(Ⅱ) 又は 24 円(Ⅰ) 又は 7 円(Ⅲ)			
9. 若年性認知症利用者受入加算			131 円 (対象者のみ算定)		
10. 送迎加算		201 円 (施設送迎1回毎に算定)			
11. 緊急短期入所受入加算 (7日限度、最大で14日)			98 円		
12. 療養食加算(1食につき)			9 円		
13. 生産性向上推進体制加算Ⅱ			11 円 (月1回算定)		
14. 介護職員処遇改善加算Ⅰ		3~13までの実際にご利用された1月の合計単位数に1,000分の140を掛け合わせた単位数に地域加算を掛けた1割分			
15. 食事に係る負担額					
・被保険第1段階		300 円			
・被保険第2段階		600 円			
・被保険第3段階		①1,000 円 ②1,300 円			
・被保険第4段階以上		2,000 円			
16. 居住に係る自己負担額					
・被保険第1段階		0 円			
・被保険第2段階		430 円			
・被保険第3段階		①430 円 ②430 円			
・被保険第4段階以上		915 円			
17. 自己負担額合計(3~16)		(被保険利用者段階による)			

※ 職員体制、利用状況等により算定される加算が異なります

※ 第8条③(別紙2) 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額自己負担)

1)理美容代	(カットのみ) 1回2000円 (顔そりのみ) 1回1000円	利用者の希望によって提供した場合
2)日用品費	ティッシュペーパー1箱 100円 歯磨き粉 250円 歯ブラシ 150円 モアブラシ 600円 クルリーナ 600円	利用者の希望・選択によって提供した場合
3)事務手数料	個人情報開示における必要書類の発行、支払証明書の発行については、事務手数料を頂戴いたします。	1枚につき300円
4)TV貸出代	500円／日	利用者の希望によって居室にTVを貸し出した場合
5)電気代(TV等)	700円／1回のご利用につき ※1ヶ月を超える利用の場合は、月に1度 1500円頂戴いたします。	TV・DVDプレーヤー・ブルーレイプレーヤーを持参し、使用した場合
6)クラブ利用料 (材料代等)	茶道クラブ 500円／回 料理クラブ 500円／回 書道クラブ 500円／回 生花クラブ 500円(花2本) 絵手紙クラブ 500円／回	利用者の希望によって参加した場合
7)喫茶	実費として一品300円	利用者の希望によって参加した場合